

黒石市告示第 134 号

中山間地域所得確保推進事業 黒石産品オーストラリア販売セールス業務委託に係る公募型プロポーザルを執行するので、次のとおり公告する。

令和4年7月22日

黒石市長 高 樋 憲



第1 業務概要

- 1 業務名 中山間地域所得確保推進事業 黒石産品オーストラリア販売セールス業務
- 2 契約期間 契約締結日の翌日から令和5年2月28日（火）まで
- 3 業務内容
  - (1) 対象製品の通関手続き等及び現地までの輸送
  - (2) 現地での対象製品のセールス
- 4 予算額 1,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- 5 選定方法 一定の条件を満たす者の中から、企画提案書により業務の履行に最も適した者を選定する。

第2 参加資格

- 1 本プロポーザルの参加者は、次に掲げる条件を満たしていること。
  - (1) オーストラリアに事務所を持ち（関連企業を含む）、現地での営業代行業務の実施が可能であるもの。
  - (2) 事業目的達成のために必要な企画・立案・実施に関して、ノウハウや技術を有していること。
  - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (4) 法人格を有し、かつ本事業委託内容を十分理解した上で業務を円滑に遂行できること。
  - (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
  - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立がないこと。

- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第772号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう）もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）、暴力団もしくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの統制下にある者でないこと。

### 第3 資料の配布

本プロポーザルに係る資料は、市ホームページに掲載する。

- ページタイトル：中山間地域所得確保推進事業 黒石産品オーストラリア販売セールス業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

### 第4 プロポーザルに係る手続等

#### 1 担当課

- (1) 部署名：黒石市企画財政部企画課
- (2) 所在地：〒036-0396 青森県黒石市大字市ノ町11-1
- (3) 電話番号：0172-52-2111
- (4) FAX番号：0172-52-6191
- (5) メールアドレス：kuro-kokusai@city.kuroishi.aomori.jp

#### 2 質問について

- (1) 受付期間：本プロポーザルの告示日から令和4年7月28日（木）必着
- (2) 提出部数：1部
- (3) 回答方法：質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、応募者全員に対し質問内容とともにメールで送付します。

#### 3 参加申込書について

- (1) 提出期限：令和4年8月3日（水）午後5時必着
- (2) 提出部数：1部

#### 4 企画提案書について

- (1) 提出期限：令和4年8月19日（金）午後5時必着
- (2) 提出部数：正本1部、副本7部及びPDFデータ1部

#### 5 選定について

##### (1) 評価方法

評価は、黒石市が定める委員により組織された「中山間地域所得確保推進事業 黒石産品オーストラリア販売セールス業務委託企画提案競技審査会」が行います。  
なお、選定に当たっては、評価項目に沿って提出書類及び参加者によるプレゼ

ンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を企画提案競技審査会構成員が評価・採点し審議のうえ選定します。

(2) 開催日時及び場所

開催日時及び場所の詳細については、参加資格審査結果通知時にお知らせいたします。